

「第81回国民スポーツ大会」及び「第26回全国障害者スポーツ大会」の開催、並びに「西南の役150年」及び「ユネスコエコパーク登録10周年」に伴う誘客促進アクションプラン策定業務に関する質問への回答書

「第81回国民スポーツ大会」及び「第26回全国障害者スポーツ大会」の開催、並びに「西南の役150年」及び「ユネスコエコパーク登録10周年」に伴う誘客促進アクションプラン策定業務に関して受けた質問に対して、下記の通り回答します。

記

1 (質問) 本案件に関して、1つの事業者で業務委託を請け負うことができない場合、JV形式またはパートナー事業者と連携してのご提案及び業務遂行は、問題ないでしょうか。

(回答) 問題ございません。ただし、参加申込にあたって提出が必要となる以下の書類については、法人ごとにご準備ください。それ以外の必要となる提出書類については、共同事業者としてご作成ください。

○延岡市税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）

○国税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）

○現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内、写し可）

○国や地方公共団体又はその他の公共団体で本業務に類似する業務の実績があることを証明する契約書の写し（1契約分）

2 (質問) 業務内容（1）調査・分析・素案策定

貴市の観光の現状や課題などの調査・分析を行うことと仕様書には記載されていますが、評価項目に含まれていないようにお見受けします。調査分析の内容は配点の対象にならないという認識で相違ないでしょうか。

(回答) 今回ご策定いただくアクションプラン案については、本市の観光の現状や課題、魅力ある観光資源等について調査分析した結果を踏まえて、ご提案いただきます。より具体的で効果的なアクションプラン案の策定には、より正確な情報収集と緻密な調査分析が必要不可欠になるかと思われま。

つきましては、調査分析そのものは配点の対象とはなりません。アクションプラン案の評価にあたっては、どれだけ説得力のある調査分析をもとに策定した案であるかも評価対象となります。

3 (質問) 企画提案書の記載内容

企画書のページ数は、指定のページ数を超えると減点の対象になりますでしょうか。

(回答) 公平性の観点から、指定のページ数を超えないようにご作成をお願いします。

4 (質問) 仕様書には、R9年までの3ヵ年誘客促進アクションプランとありますが、R10年以降のアクションプランは不要でしょうか。

(回答) R10年以降のアクションプランまでは求めていませんが、「企画提案仕様書」に定める「2-(3)受注者が提案する効果的な事項について(自主企画提案)」として、ご提案いただいても問題ございません。

以上